

○津島市心身障害者医療費支給条例施行規則

昭和48年10月11日規則第20号

〔注〕平成17年3月から改正経過を注記した。

改正

昭和51年9月3日規則第21号

昭和58年4月1日規則第3号

昭和58年4月1日規則第7号

平成元年3月31日規則第40号

平成元年11月1日規則第54号

平成6年3月31日規則第16号

平成11年3月31日規則第19号

平成12年7月26日規則第38号

平成13年3月30日規則第14号

平成14年10月3日規則第40号

平成17年3月31日規則第19号

平成18年6月28日規則第50号

平成18年12月28日規則第84号

平成19年10月3日規則第54号

平成27年12月28日規則第33号

津島市心身障害者医療費支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津島市心身障害者医療費支給条例（昭和48年津島市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(心身障害者の要件)

第2条 条例第2条の心身障害者は、次の要件に該当する者でなければならない。

- (1) 条例第2条第1号及び第2号の身体障害者手帳所持者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であること。
- (2) 条例第2条第3号にいう知的障害者とは、次の機関等で判定を受けた者であること。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所

(3) 条例第2条第4号の診断された者とは、自閉症の診療経験を有する医師の診断を受けた者であること。

(社会保険各法)

第2条の2 条例第3条の規定による規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(受給者証の交付申請)

第3条 条例第6条第1項に規定する受給者証（様式第1号）の交付を受けようとする者は、障害者医療費受給者証交付申請書（様式第2号）に受給資格者であることを証する書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、その者が受給資格者であることを確認したときは、受給者証を交付するものとする。
- 3 受給者証の有効期間は、前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。以下「開始日」という。）から開始日以後3回目に到来する7月31日（その者がその日まで受給資格者でなくなる場合は、受給資格者でなくなる日。以下「有効期限」という。）までとする。

(受給者証の更新申請)

第3条の2 受給者証の交付を受けている者が、有効期限の後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、障害者医療費受給者証更新申請書（様式第3号）に有効期限の後も引き続き受給資格者であることを証明することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請には、前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、前条第3項中「前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。」とあるのは「前回の有効期限の翌日（）」と、「開始日」とあるのは「更新日」と読み替える。
- 3 受給者は、受給者証の有効期間を満了したときは、当該受給者証を、速やかに、市長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付)

第4条 受給者は、受給者証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、障害者医療費受給者証再交付申請書(様式第4号)を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。

2 受給者証を破損し、又は汚損した場合の前項に規定する申請には、その受給者証を添えるものとする。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、紛失した受給者証を発見したときは、速やかに、これを市長に返還しなければならない。

(医療費支給申請)

第5条 条例第5条第1項に規定する医療費の支給を受けようとする者は、障害者医療費支給申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該医療費について条例第5条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証する書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認めた書類を添えなければならない。

(医療費の請求)

第6条 条例第7条第1項の規定により市長から支払いを受ける医療機関等は、障害者医療費請求書を市長に提出するものとする。

2 前項に規定する請求があったときは、前条に規定する申請があったものとみなす。

(届出事項)

第7条 条例第8条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 個人番号
- (4) 身体障害者手帳の記載事項、第2条第2号の判定の内容又は同条第3号の診断の内容
- (5) 条例第5条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者、共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団(以下「保険者等」という。)又は当該保険者等の名称、事業所の所在地若しくは給付の内容
- (6) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員又は当該世帯主若しくは組合員の氏名、住所若しくは被保険者証の記号番号
- (7) 社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者である受給者にあつては、被保険者

証、組合員証若しくは加入者証の記号番号

(8) 社会保険各法による被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者又は当該被保険者、組合員若しくは加入者の住所、氏名若しくは被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号番号

2 受給者は、前項各号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更があつた日から起算して14日以内に障害者医療費受給資格等変更届（様式第6号）に当該変更のあつたことを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

（資格喪失の届出）

第8条 受給者は、条例第3条若しくは第3条の2第1項の規定に該当しなくなったとき、又は条例第4条各号のいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、障害者医療費受給資格喪失届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

（受給者証の添付）

第9条 前2条の規定による届出には、受給者証を添えなければならない。ただし、受給者証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって受給者証にかえることができる。

（第三者行為の届出）

第10条 医療費の支給事由が第三者行為によつて生じたものであるときは、医療費の支給を受け、又は受けようとする者は、第三者の行為による被害届（様式第8号）により、速やかに、市長に届け出なければならない。

（添付書類の省略）

第11条 市長は、この規則により申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（障害者医療に関する処分の通知）

第12条 市長は医療費の支給に関する処分をしたときは、文書をもつてその内容を申請者に通知しなければならない。この場合において、医療費の全部又は一部につき不支給の処分をしたときは、その理由を付記しなければならない。

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、医療費の支給に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則（昭和51年9月3日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年6月28日から適用する。

附 則（昭和58年4月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則（昭和58年4月1日規則第7号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第40号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年11月1日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行し、平成元年8月1日から適用する。

附 則（平成6年3月31日規則第16号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第19号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月26日規則第38号）

この規則は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条から第5条までの規定による改正後の各規則の規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成14年10月3日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第1条から第4条までの規定は、平成14年10月1日から適用する。

附 則（平成17年3月31日規則第19号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月28日規則第50号）

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成18年12月28日規則第84号）

1 この規則は、平成19年1月24日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の津島市心身障害者医療費支給条例施行規則の規定に基づいて作成されている申請書の用紙は、改正後の津島市心身障害者医療費支給条例施行規則の規定にか

かわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成19年10月3日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第33号）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

※受付	年 月 日		※番号			
津島市中心身障害者手当支給申請書						
年 月 日						
(宛先) 津島市長						
住 所						
氏 名 ㊟						
電話番号 () ー						
下記のとおり、津島市中心身障害者手当の支給を申請します。						
受資格者	住 所	津島市				
	ふりがな氏名	生年月日	年 月 日	性 別	男・女	
手管理者	住 所					
	ふりがな氏名	生年月日	年 月 日	受給資格者との続柄		
支望払銀行	銀 行 名	銀 行 信用金庫			本店 支店	
	口 座	普通預金・当座預金 第 号 (預金者氏名)				
申 請 事 由	身体障害者	障害等級 手帳番号 障害区分	1・2・3・4級 第 号 視・聴・音・肢・内			
	知的障害者	判定区分 手帳番号	A判定 (IQ35以下)・B判定 (IQ50以下) 第 号			
	精神障害者	障害等級 手帳番号	1・2・3級 第 号			
添 付 書 類	障害程度の確認できる書類					

※申請者の押印は、氏名を自署する場合にあっては省略することができる。

様式第2号（第4条関係）

津島市心身障害者手当 ^{認定} 却下 _{通知書}						
						年 月 日
様						
津島市長						
さきに申請のあった津島市心身障害者手当の受給資格については、下記のとおり認定します。						
却下						
認 定 番 号	第 号					
受資格者 給者	住 所	津島市				
	ふりがな 氏 名		生年 月日	年 月 日	性 別	男・女
手管理 当者	住 所					
	ふりがな 氏 名		生年 月日	年 月 日	受給資格者 との続柄	
支望 払銀 希行	銀 行 名	銀 行 本店 信用金庫 支店				
	口 座	普通預金・当座預金 第 号（預金者氏名 ）				
支給開始年月	年 月	手 当 月 額	円			
却 下 理 由						
注 意 事 項	1 この手当は、毎年3月と9月に支給されます。 2 住所、氏名、支払希望銀行、手当管理者に変更があったとき、そのほか、死亡、市外転出などにより受給資格がなくなったときは、届けてください。 3 この手当を、偽りや、不正な手段で支給を受けたときは、支給された手当を返還していただきます。					

様式第3号（第5条関係）

※受付	年 月 日	※番号				
津島市心身障害者手当障害程度変更届						
年 月 日						
(宛先) 津島市長						
住 所						
氏 名 ㊟						
電話番号 () ー						
下記のとおり、津島市心身障害者手当の障害程度の変更を届け出ます。						
認定番号	第 号					
受資格者 給者	住 所	津島市				
	ふりがな 氏 名		生年 月日	年 月 日	性 別	男・女
障害の等級	変更前	級	変更後	級		
判定区分	変更前	判定	変更後	判定		
変更年月日	年 月 日					
備 考						

※申請者の押印は、氏名を自署する場合にあっては省略することができる。

様式第4号（第6条関係）

津島市中心身障害者手当額改定通知書						
						年 月 日
様						
						津島市長 ㊟
さきに届のあった津島市中心身障害者手当の月額を、次のとおり改定したので通知します。						
認定番号		第 号				
受資格者 給者	住所	津島市				
	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
額の変更年月		年 月から				
手当月額		円				
備考						

様式第5号（第7条関係）

※受付	年 月 日	※番号		
住 所 津島市心身障害者手当氏 名変更届 支払銀行				
年 月 日				
(宛先) 津島市長				
住 所 氏 名 電話番号 () —				
住 所 氏 名 電話番号 () —				
住所 氏名 支払銀行				
下記のとおり、津島市心身障害者手当氏 名の変更を届け出ます。				
認 定 番 号		第 号		
変 更 事 項	受給資格者	住 所	旧	津島市
			新	津島市
		(新)ふりがな氏 名	旧	
			新	
	手当管理者	住 所	旧	
			新	
		(新)ふりがな氏 名	旧	
			新	
	支払希望銀行	旧	銀行名	銀 行 本店 信用金庫 支店
			口 座	普通預金・当座預金 第 号 (預金者氏名)
		新	銀行名	銀 行 本店 信用金庫 支店
			口 座	普通預金・当座預金 第 号 (預金者氏名)

※申請者の押印は、氏名を自署する場合にあっては省略することができる。

様式第6号（第8条関係）

※受付	年 月 日	※番号				
<p style="text-align: center;">津島市心身障害者手当受給資格消滅届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 津島市長</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">電話番号 () ー</p> <p>下記のとおり、津島市心身障害者手当の受給資格が消滅したので届け出ます。</p>						
認定番号	第 号					
受資格 給者	住 所	津島市				
	ふりがな 氏 名		生年 月日	年 月 日	性 別	男・女
資格消滅年月日	年 月 日					
資格消滅 の 理 由	<p>1 死亡した</p> <p>2 津島市に居住しなくなった</p> <p>3 その他</p>					
備 考						

※申請者の押印は、氏名を自署する場合にあっては省略することができる。

様式第7号（第9条関係）

津島市中心身障害者手当受給資格消滅通知書 年 月 日 様 津島市長 下記のとおり、津島市中心身障害者手当の支給要件が消滅しました。						
認 定 番 号		第 号				
受資 格 給者	住 所	津島市				
	ふりがな 氏 名		生年 月日	年 月 日	性 別	男・女
支給要件消滅 年 月 日	年 月 日					
支給要件消滅 の 理 由						

様式第8号（第10条関係）

<p>津島市中心身障害者手当支給^停止^止通知書 _{停止解除}</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">津島市長 ⑩</p> <p>下記のとおり、津島市中心身障害者手当の支給を^停止^止します。 _{停止解除}</p>						
認定番号		第 号				
受資格者 給者	住所	津島市				
	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
手当の月額		円				
停止 の理由 停止解除						
備考						

様式第9号（第11条関係）

津島市中心身障害者手当返還通知書						
						年 月 日
様						津島市長 ④
下記のとおり、津島市中心身障害者手当の返還をしてください。						
認定番号		第 号				
受資格給者	住所	津島市				
	ふりがな氏名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
返還金額		円				
返還の理由						
備考						

※同封の通知書により返納してください。